

千葉県産業支援技術研究所における公的研究費に関する不正防止計画

千葉県産業支援技術研究所（以下、「産技研」という。）では、文部科学省により「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月18日文部科学大臣決定)」が改正されたことを踏まえて、新たに「千葉県産業支援技術研究所研究者行動規範」、「千葉県産業支援技術研究所における研究活動の不正行為防止及び研究費の不正使用防止に関する規程」を制定し、千葉県産業支援技術研究所の不正防止計画について以下のとおり定めるものとする。

※ 公的研究費とは、特定の研究を遂行する目的で公的資金を財源として国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付された経費で、産技研の責任において管理すべき経費をいう。

I 運営体制

① 最高管理責任者：所長

産技研における公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

② 統括管理責任者：事務次長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について産技研全体を統括する。

③ コンプライアンス推進責任者：企画連携室長、食品技術室長、化学技術室長、生産技術室長、材料技術室長

各研究室における公的研究費の運営・管理について実質的な責任を負う。

II 不正防止計画

実施事項	具体的取組事項
○計画的な経費執行	・事務職員は、研究計画と執行状況を把握し、研究者と連絡を密にとり、計画的な執行を行うよう指導に努める。
○業者への不正行為の防止等への理解と協力依頼	・業者に対して、物品の発注・物品納品検収の事務の流れについて周知徹底を図る。 ・不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の措置を行う。
○発注及び検収体制の整備	・物品の発注・納品検収体制についてのマニュアル等を策定し、職員への周知徹底を図る。 ・発注者及び検収担当者は連携を密にし、検収担当者が検収を行う。
○コンプライアンスの意識の向上	・コンプライアンス講習会等を通して法令遵守の意識の向上を図る。また、各室長が日頃から、室員に対して行動規範や各種ルールの周知・徹底を図る。 ・コンプライアンス講習会に職員を積極的に受講させ、受講状況を管理監督する。

○適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	・公的研究費の事務処理に関するルールを理解させるため、事務処理に関するルールを記載したマニュアルを各職員に配布し、さらに各室長から周知徹底することにより、事務処理の適正運用を図る。 ・公的研究費の採択者等から研究費を適切に使用する旨の誓約書を提出させ、競争的資金の原資が国民の貴重な税金であることを改めて認識させるとともに、研究において不正を行わないことを宣誓させる。また、不正が行われた時は厳正な処分を受けることを認識させる。
○不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	・不正発生の具体的な要因について、その防止策を検討し、不正防止計画に追加する。 ・具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常に、どこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。 ・不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行う。
○研究費の適正な運営・管理活動	・年度末に予算執行が集中する等の事態が発生することから、研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。不正対策に関する方針及びルール等を周知徹底し、業者から誓約書等の提出を求める。
○情報の伝達を確保する体制の確立	・競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等をホームページで外部に公表する。 ・通報窓口が判りにくいため不正が潜在化することから、通報者の保護や通報窓口について周知徹底を図り、ホームページの通報窓口等をより判りやすく明確化する。
○モニタリングの在り方	・モニタリングが十分ではないため、不正発生のリスクが高まることから、不正要因を除去するために職員と事務担当職員に対しヒアリング・意見交換を行い、不正の要因となる乖離を把握し、ルールを見直す体制を作る。

Ⅲ 不正防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係わる不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。